第５章　計画の推進に関する事項

（１）北海道及び関係団体との連携について

赤平市では、特定行政庁である北海道と連携を図り、市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」に参加し、本計画の着実な推進を図ります。

なお、この会議は、本計画に掲げた目標の進捗管理や施策に対する連携方策、市町村や建築関係団体の取り組みの情報交換の場として定期的に開催される予定です。

（２）計画推進体制について

今後、計画の推進に向けて庁内の関係部局が連携し、計画の推進に向けて所管する市有建築物及び民間建築物の耐震化について取り組んでいきます。